

維持管理計画

作業工程等		汚染土壤の運搬・受入・埋立作業
生活環境の保全のための措置	大気汚染防止措置 (稼動に伴い生じる排ガス対策等)	<ul style="list-style-type: none"> 埋立作業機械の稼動時間帯は昼間の8時～17時とし、夜間の環境への負荷を軽減する。 汚染土壤運搬車両及び埋立作業機械等は、整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を低減する。 運搬車両等の走行に際しては、制限速度の遵守等、運転者に適正走行の周知徹底を図るよう指導する。また、埋立作業機械の作業等にあたり、空ふかしや不必要なアイドリング禁止等の作業員への教育を徹底する。
	水質汚濁防止措置 (稼動に伴い生じる排水対策等)	<ul style="list-style-type: none"> 浸出水集排水管を経て集められた浸出水は、脱窒・凝集沈殿・活性炭過等の設備を持つ浸出水処理施設にて管理基準値以下に処理後、沈砂機能を備えた防災調整池を経て放流する。 浸出水調整槽は、沈殿物の除去清掃作業に必要なタラップを取り付けるなど、適切な維持管理を行うことが出来るようとする。 浸出水処理施設の処理状況を把握するため、脱窒素槽でORP計、活性炭吸着塔後の処理水槽でCOD計、pH計及びT-N計等による連続監視を行うとともに、監視体制が日常的に機能するように機器の校正等の定期点検に努める。また連続監視等の結果が、予め定めた管理基準値を一超過する場合は速やかに放流を停止するとともに、異常の原因究明を行い、必要に応じて分析を行うことで、異常の程度を確認する。 埋立終了後も和歌山県知事の廃止の確認がされる時点までは、浸出水処理施設を稼働し、放流水のモニタリングを行う。
	地下浸透防止措置	<ul style="list-style-type: none"> 浸出水による地下水汚染を防止するため、遮水シートを敷設するとともに観測井において地下水質（電気伝導度及び塩化物イオン）を毎月、地下水質（地下水等検査項目）を3ヶ月に1回以上モニタリングし異常の有無を確認することで、遮水シートの長期的な安全性の確保に努める。
	土壤等の飛散流出防止措置	<ul style="list-style-type: none"> 運搬時は荷台にシートを掛けることで飛散防止対策を行う。また状況に応じてフレコン等を用いての運搬や密閉型コンテナ車による運搬を行うことで、飛散防止対策を行う。 事業計画地からの汚染土壤の飛散防止のため、荷卸し時には、即時転圧や状況に応じて散水車を用いた散水等の対策を行う。 事業計画地からの汚染土壤の流出防止のため、タイヤ洗車機等で徹底的洗浄し外部への流出を防止する対策を行う。
	騒音・振動防止措置	<ul style="list-style-type: none"> 沿道環境を保全するため汚染土壤運搬車両は指定ルートを走行するよう指示する。 汚染土壤の搬出入の時間帯は昼間の8時～17時とし、車両の運行は昼間の時間帯に限定することで、夜間の沿道環境を保全する。 汚染土壤運搬車両については、特定の日や時間帯に運搬車両が集中しないように運行計画を立てる。 埋立作業機械は、低騒音型（低騒音型建設機械通知書写し参照）を用いる。 埋立作業機械の稼動時間帯は昼間の8時～17時とし、夜間の環境への負荷を軽減する。 汚染土壤運搬車両及び埋立作業機械等は、整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を低減する。 汚染土壤運搬車両の走行に際しては、制限速度の遵守等、運転者に適正走行の周知徹底を図るよう指導する。また、埋立作業機械の作業等にあたり、空ふかしや不必要なアイドリング禁止等の作業員への教育を徹底する。
	悪臭防止措置	<ul style="list-style-type: none"> 汚染土壤運搬時は荷台にシートを掛けることで悪臭の影響を軽減する。 埋立期間中においては、廃棄物等へ必要に応じて覆土を行うことで、悪臭の発生を軽減する。 嫌気状態を回避するため、2000m²につき1箇所、ガス抜き孔や豊型集水管を設置して地中を好気環境に保ち、悪臭の発生を抑制する。 浸出水処理施設から発生する臭気は、脱臭設備で処理する。 ○御坊管理型最終処分場の浸出水処理施設 ⇒スクラバー処理と活性炭処理
	火災発生防止措置	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に火災が発生するものではない。 御坊市消防本部の指導に従い、消火器その他の消火設備を設置している。
	その他生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> なし